

滑川市と株式会社 AlbaLink との空き家対策の推進に関する連携協定書

滑川市（以下「甲」という。）と株式会社 AlbaLink（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの資源を有効に活用した活動を推進することにより、地域課題の解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 空き家の流通に関すること
- （2） 空き家の利活用に関すること
- （3） 空き家所有者への意識啓発・相談に関すること
- （4） その他空き家対策の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法、役割等については、別途協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。但し、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を終了させる旨の申し出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施において知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項の守秘義務を負うものとする。

（反社会的勢力排除の表明）

第5条 甲及び乙は、自己または第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行

為を行わないことを表明し確約する。

- （1） 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
- （2） 反社会的勢力を利用しないこと。
- （3） 反社会的勢力に対して資金や便宜の供与を行わないこと。
- （4） 反社会的勢力と一切の関係を有しないこと。
- （5） 甲及び乙が前項に違反した場合、相手方は何らの通知または催告を要せず、直ちに本協定を解除することができるものとする。この場合、相手方に生じた損害については、当該違当事者が全額賠償するものとする。
- （6） 前条に基づく協定の解除により、当事者が相手方に対して債務を負う場合、その債務は直ちに期限の利益を喪失し、一括して弁済するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関し疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年9月25日

甲 富山県滑川市寺家町104番地

滑川市長

水野達夫

乙 東京都江東区富岡二丁目11番18号

リードシー門前仲町ビル6階

株式会社 AlbaLink

代表取締役

河 岡 寛 二